

## 米国の関税措置に関する総合対策本部（第7回） 議事要旨

日 時：令和7年9月9日(火) 10:15 ~ 10:30

会 場：官邸2階 大ホール

出席者：石破内閣総理大臣、林内閣官房長官、赤澤経済再生担当大臣、村上総務大臣、鈴木法務大臣、岩屋外務大臣、加藤財務大臣、あべ文部科学大臣、福岡厚生労働大臣、小泉農林水産大臣、武藤経済産業大臣、中野国土交通大臣、浅尾環境大臣、平デジタル大臣、伊藤復興大臣、三原国務大臣、城内国務大臣、伊東国務大臣、本田防衛副大臣、大串内閣府副大臣、国定内閣府大臣政務官、橘内閣官房副長官、青木内閣官房副長官、佐藤内閣官房副長官、岡野国家安全保障局長、阪田内閣官房副長官補、河邊内閣官房副長官補、小林内閣広報官、飯田内閣官房参与、高村内閣官房米国の関税措置に関する総合対策本部事務局次長、股野外務省経済局長、伊吹経済産業省製造産業局長

（林内閣官房長官）ただ今より、第7回「米国の関税措置に関する総合対策本部」を開催いたします。

（林内閣官房長官）はじめに、赤澤大臣よりご説明をお願いします。

（赤澤大臣）本日私からは、2点ご報告させていただきます。

まず初めに、先日の私の訪米等について、ご報告いたします。資料1をご覧ください。

米国時間7月22日に発表された日米間の合意について、日本政府としては、関税率の引き下げなど、求めるものははっきりしていたため、一貫して共同文書は不要という立場をとり、米側から文書作成を求められるのを待って、それと引き換えに、米側が求める文書作成の前に、可及的速やかに、我が国への関税に関する大統領令を発出するよう、あらゆる形で強く申し入れてまいりました。

こうした働きかけの結果、今般、米側が求める文書の発出と同時に、トランプ大統領によって大統領令が署名されるに至りました。7月22日の合意から9月4日の大統領令の署名までの期間は44日かかっています。各国ごとに事情が異なるためあくまでもご参考ですが、例えば、米国と交渉するにあたって我が国より有利な立場にある英国の場合、合意から大統領令の署名まで40日かかっています。

これにより、相互関税については、前回の大統領令が施行された8月7日に遡って「上乗せ無し（No stacking）」、即ち既存の関税率が15%以上の品目には追加はありません。15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課されることになりました。

自動車・自動車部品の追加関税についても、25%から15%に引き下げられることとなりました。ここにおいても、15%は既存の関税率に「上乗せ無し（No stacking）」の扱いとなります。

更に、航空機・航空機部品については、相互関税や分野別関税が課されないこととなっております。

本大統領令は、現時点では未公表のステータスですが、既に米国時間9月8日に連邦官報ウェブサイトに掲載されており、9日付けで公表予定（to be published）とされております。公表されれば7日以内、すなわち9月16日までに改定関税率表が連邦官報に載り、関税率引下げが正式に発効するという見込みとなりました。

同時に、大統領令の署名に至るまでの米側とのやり取りの過程で、日米間の合意におけるコミットメントを再確認するため、2つの文書を作成したいとの意向が米側から示されました。我が国としては、一貫して共同文書は不要という立場でありましたが、米側の一日も早い関税引下げを確実なものとするため、我が国が求める大統領令の署名と同時とすることを前提に、我が国で言えば、条件として、米側の求めに応じこれらの文書を発出することとしました。これは、国民の皆様から広く御理解いただけるよう丁寧に説明する観点からも有意義と考えています。

まず、日本が半導体や医薬品、エネルギー等の経済安全保障上重要な分野において5,500億ドルを米国に投資するという内容を内容とする、7月22日に合意された投資イニシアティブに関し、今回、ラトニック商務長官と共に、日米の共通理解を確認するための了解覚書（MOU）に署名をいたしました。

本イニシアティブに沿った投資が、日米の相互利益の促進、すなわち、日米同盟の更なる強化と経済安全保障の確保、我が国の経済成長の大幅な促進につながることを期待しています。ピンチをチャンスに変えることになることを期待しています。

また、7月22日に合意した両国のコミットメントを再確認する共同声明も発出しました。この声明では、特に、半導体と医薬品について、仮に将来、分野別関税が課される際も、我が国がEU等の第三国・地域に劣後しない、いわゆる最恵国待遇であること、日本産の航空機や航空機部品に対していかなる関税も課さないという米側の意図を改めて確認をし、明記もしております。

引き続き、米側との間で、合意の誠実かつ速やかな実施に努めてまいり、各省庁におかれては御協力をお願いいたします。

2点目に、米国の関税措置の影響を受ける所管業界等への各府省庁による説明・対話の取組実績についてご報告いたします。資料2をご覧ください。

8月1日の石破総理からの御指示を受けて、各府省において米国の関税措置の影響を受ける所管業界等への説明・対話を8月中に集中的に実施いただき、その結果を内閣官房関税事務局において取りまとめたものです。

1ページ目をご覧ください。と思っておりますが、実績といたしまして、

政務による説明・対話を63回、

各府省庁の幹部等による説明・対話を1,176回、

独立行政法人等による説明・対話を32回

実施しております。これらを通じて、47都道府県すべてにおいて、延べ1万を超える事業者等への説明・対話を行うことができました。

また、資料2ページ目のとおり、総理がおっしゃる「サクセスストーリー（成功事例作り）」、新規市場の開拓なども意識し、地方ブロック単位での意見交換を、経産省・農水

省・国税庁が連携し、順次実施いただいているところです。

これら以外にも、既に様々な相談や意見が届いているところ、4月に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対策パッケージ」に基づき、政府として引き続き、米国関税の影響に起因する不安や疑問を払拭するための丁寧な説明・対話を実施するとともに、特別相談窓口における丁寧な対応や中小企業・小規模事業者の方々への資金繰り支援等により、産業や雇用に与える影響の緩和に万全を期してまいりたいと考えております。

日米間の関税協議は今回の訪米で相互関税の修正と自動車・自動車部品の関税に関する大統領令の署名まで至ったものの、医薬品や半導体に関する大統領令において、我が国の最恵国待遇が確保される必要が今後あるなど、まだこれですべて決着というわけではありません。

両国の相互利益につながる成果を早期に上げ、日米双方の成長と経済安全保障を実現し、日米同盟を更に強化していくことが重要です。日米間の合意の実施を誠実かつ迅速に、政府一丸となって進めるとともに、新たな懸念が生じればそれに対応していくことが必要であり、引き続き関係省庁の皆様の御協力を強くお願い申し上げます。

(林内閣官房長官) 次に、外務大臣よりご説明をお願いします。

(岩屋外務大臣) まず、本年4月以来、計10回にわたる訪米を通じて米側との協議を重ねてきた赤澤大臣に心から敬意を表します。今般の赤澤大臣訪米時に発表された3つの文書、すなわち、大統領令、共同声明、投資に関する了解覚書に対しては、米側からも前向きな発信がなされています。

配付資料3の1ページ目を御覧ください。ラトニック商務長官は、今般の合意を高く評価し、「アメリカの未来にとって究極のゲームチェンジャーだ」と述べております。また、日本からの投資を、「エネルギーインフラ整備、半導体製造、重要鉱物採掘、造船業などへの投資に充てたい」との意向を示しました。

また、ベッセント財務長官も、「日米同盟は新たな節目を迎えた」、「本合意は、繁栄と協力の新たな黄金時代を実現するとの両国の決意を改めて示すものだ」と述べています。

これらのメッセージは、米側も、今般の合意が日米双方の経済成長や経済安全保障の強化、そして日米同盟の更なる発展につながると認識していることの現れと考えられます。

続いて、配付資料の2ページ目と3ページ目を御覧ください。これまでトランプ大統領自身が何らかの合意を発表したのは、日本以外には、英国、ベトナム、インドネシア、フィリピン、EU、韓国及び中国の7か国・地域です。

このうち、EUと韓国は、7月末に日米間の合意に続く形で合意を発表しました。その後、EUについては、8月21日に米国との共同声明を発表し、同28日には、共同声明でコミットした関税撤廃などを実施するための法案を欧州議会及び理事会に提出しました。しかし、これに呼応して米側から発出されるとされている自動車・自動車部品関税引き下げのための大統領令は、これまで発出されておられません。EUの自動車・自動車部品に対する追加関税は、依然として25%のままとなっています。

韓国については、8月25日に李在明大統領が訪米し、首脳会談を行いました。共同

文書等は発表されませんでした。また、EUと同様、米側による大統領令発出もなく、自動車・自動車部品に対する追加関税は依然として25%のままとなっています。

中国については、相互関税の上乗せ部分の24%分の一時停止が11月10日まで延長されました。しかし、違法薬物問題を理由に課されている20%関税は継続しており、実質的な関税率は30%のままです。

このように、各国が置かれている状況はそれぞれ異なっています。したがって、一概に比較することはできませんが、その上で敢えて申し上げれば、今般、米側により、日本への関税を引き下げる大統領令が署名されたことは、現時点での他国の状況も踏まえれば、歓迎できることと考えております。

引き続き、外務省として、今般の日米間の合意の誠実かつ速やかな実施に貢献してまいります。

(林内閣官房長官) 次に、経済産業大臣よりご説明をお願いします。

(武藤経済産業大臣) はじめに、国益をかけた厳しい交渉を経て、7月の合意、そして今回、大統領令の発出にまで至ったこと、赤澤大臣をはじめ交渉関係者の皆様におかれては、大変ご苦労様でございました。

今般の日米間の合意を更なる我が国の経済成長につなげるべく、経済産業省として、関係省庁と連携して、取り組む考えです。

7月22日に日米の合意が発表されて以降、石破総理のご指示を受け、経済産業省では、各地方や業界団体に直接出向き、約7,800にのぼる事業者等の方々に対して、説明や対話を実施してまいりました。

9月1日に、7回目となる省内の対策本部を開催し、いただいたご意見を集約したところ、関税を価格に転嫁できるかどうか、転嫁した場合に販売数量や売上が減少するかもしれない、との懸念が多くありました。また、賃上げや価格転嫁を継続できるか不透明、との声も聞かれました。

こうした声をしっかり受け止めて、対応策を講じる必要性があります。

一方で、新規市場の開拓や、付加価値が高い商品の開発など、ピンチをチャンスに変える取組もお聞きすることができました。政府として、こうした前向きな動きもしっかりと後押ししていく必要があります。

今後の対応としては、関税措置に関する最新の情報を、JETROと連携し、引き続き発信してまいります。来年度の概算要求・税制改正要望では、各地でお聞きした声も踏まえ、資金繰り支援や取引適正化に向けた指導体制の強化、中堅・中小企業等の販路拡大の支援、自動車部品サプライヤーなどへの伴走支援、高付加価値化を促す投資促進税制の創設、車体課税の抜本見直し等を要望しています。

こうした施策を通じ、関税措置の影響に万全の対応を行ってまいります。

また、引き続き影響の分析も行い、機動的な対応が求められる場合には、速やかに対応できるよう準備を進めてまいります。以上です。

(林内閣官房長官) 次に、国土交通大臣よりご説明をお願いします。

(中野国土交通大臣) 10回に渡り米国に訪問し、米国との困難な交渉をまとめられた赤澤大臣に敬意を表するとともにお礼申し上げたいと思います。

今般の共同声明文書に則り、国土交通省関係の分野、特に米国製造車の受入れについては、国民の安心・安全が損なわれることのないよう、適切に措置を講じていく必要があると考えております。このため、自動車の安全に関わる関係府省のご協力もお願いします。

(林内閣官房長官) ありがとうございます。

これからプレスが入ります。しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

(林内閣官房長官) それでは石破総理、お願いいたします。

(石破内閣総理大臣) 私どもの内閣では、7月22日の日米間の合意以降、米側の一日も早い関税引下げを実現することを最優先に、米国との調整を続けてまいりました。その結果、9月5日、トランプ大統領により、我が国に対する関税の引下げ措置に関する大統領令が署名されました。

あわせて、5,500億ドルの投資イニシアティブに関する了解覚書と、日米両国のコミットメントを再確認する共同声明を作成いたしました。私が一貫して主張してきたとおり、『関税よりも投資』という考え方の下、日米双方が今般の合意を誠実かつ速やかに実施していくことが重要であります。

国内での対応については、私の指示に基づき、米国関税の影響を受ける4,000を超える品目の関係業界や地方の皆様に対して、関係省庁の政務三役や幹部の皆様方から、8月に集中的に説明・対話を行っていただきました。これまで全都道府県で、延べ1万を超える事業者等への説明・対話を行いました。各位の迅速かつ丁寧な対応に感謝を申し上げます。

こうした説明・対話における御意見等を踏まえ、関係閣僚におかれましては、以下の3点の取組をお願いします。

第1に、米国の関税措置に関する最新情報の提供・分析であります。分野別関税でも随時、追加や変更が発生しております。引き続き、事業者の皆様方の御不安・御懸念、これらを払拭すべく、最新の情報を、待ちの姿勢ではなくこちらから出向いて行くプッシュ型で事業者の方々に発信・提供するとともに、我が国への影響を十分に分析してください。これが第1。

第2は、全国に約1,000か所特別相談窓口がございますが、ここにおきます対応、中小企業の皆様方の資金繰り支援、これらにより産業や雇用に与える影響の極小化に万全を期していただきます。資金繰り支援では、累計で約2,100件の御相談を受け、融資・補償承諾件数は累計で約730件に上りますが、引き続き、積極的な取組をお願いいたします。新規市場の開拓等、前向きな取組もみられます。知恵を出し合い、ピンチをチャンスに変えるこのような実例を確実に広げていただきたいと思います。

第3であります。今後は日米双方が今般の合意を誠実かつ速やかに実施していく段階に入ります。林官房長官・赤澤大臣を中心に、総合対策タスクフォースにおいて、関係府省が合意を着実かつ速やかに実現すべく、履行状況の進捗を管理してください。

この度の合意により我が国の経済安全保障の確保や経済成長の加速を目指す礎ができたこと、このように確信をいたしておりますが、これで決着ではございません。合意の実施を確実なものとする、新たな懸念が生ずれば、それに対応していくことが必要であります。

これまで築き上げてまいりました日米両国の信頼関係を基に、引き続き着実に対応いただきますようお願いいたします。

国難という言葉を使っております。国難という言葉はそんなに軽々に使うものではないが、今回は本当にそういう事態に立ち至っておったというふうに考えております。

赤澤大臣には先ほど来お話がありますように10回の訪米をいただきました。気力体力、本当に限界であったと思いますが、本当によくやっていただいたと思っております。心から感謝を申し上げます。また、関係省庁、私も何度も政府の中で仕事をしておりますが、本当に一致して、このことに当たっていただいたというふうに心より思っております。

不眠不休とか昼夜兼行とか休日返上とか、正しくそういう状態で頑張ってきていただきました。それがこのような成果になっておるものというふうに考えておりますが、これで終わりではございません。正しく国益を懸けた、そして一人一人の人々の暮らし、そして一つ一つの会社さん事業者さん、そういうものの存亡をかけて、政府として、これから先も全力で取り組んでいただきたいと思います。よろしくようお願いいたします。以上です。

(林内閣官房長官) ありがとうございます。

以上です。プレスの方はここでご退室ください。

(報道関係者退室)

(林内閣官房長官) 以上をもちまして、第7回「米国の関税措置に関する総合対策本部」を終了いたします。ありがとうございます。

以上